平成２７年（フ）第７４号
山口県下関市椋野町３丁目18番１－401号第２トマトビル
債務者　藤井真知子（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第５３号
香川県仲多度郡まんのう町買田692番地40、住民票上の住所香川県仲多度郡琴平町230番地
債務者　吉田美登子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第２９号
鹿児島県出水市野田町下名5583番地　本町Ａ団地17号
債務者　野間　惠子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第３２号
鹿児島県薩摩川内市国分寺町4348番地
債務者　下薗　美治
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
鹿児島県出水市高尾野町上水流490番地12コーポ樹５号
債務者　奥野　誠也
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
鹿児島県薩摩川内市宮崎町2600番地２　ボヌール川内202号
債務者　松園　祐作
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第５７号
鹿児島県鹿屋市輝北町市成1661番地63
債務者　後堂　あい
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第５２号
群馬県桐生市美原町１番21号　昭和荘３階１号室
債務者　宮田　崇広
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第１４６号
山梨県甲府市里吉２丁目４番１－５号
債務者　久保　圭祐
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５２号
山梨県甲府市緑が丘２丁目11番６号　メゾニティジャパンＢ107、前住所山梨県甲州市塩山小屋敷1440番地12
債務者　田中　孝夫
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２０号
三重県四日市市中川原３丁目１番17号　ミニオン・フラッツＤ－201
債務者　佐伯　一郎
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１２１号
三重県四日市市新正１丁目10番19号　コーポ久志本201、前住所三重県四日市市日永３丁目６番23号
債務者　髙畑　欽一
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
三重県四日市市広永町1143番地２　ＭＴ・ＨＩＲＯＮＡＧＡ104、前住所三重県四日市市新正５丁目２番20号　カームウェーブ３Ａ
債務者　田中八重子（旧姓原口）
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
三重県桑名市長島町源部外面397番地
債務者　渡邊　容子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１３８号
三重県三重郡朝日町白梅の丘西１丁目１番地８　カトルセゾンＢ　101
債務者　澤村　英雄
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第３８５号
京都市右京区梅津中村町20番地19
債務者　鈴木　幸江
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４１７号
京都市上京区御前通下立売上る３丁目西上之町245番地44
債務者　廣川　智亮
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係